

第20回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年12月8日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第20回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年12月8日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内山充弘

4、出席委員（16名）

1番	平賀久雄	3番	小川一成
4番	宍倉喜八郎	5番	川崎篤之
6番	増田健二	7番	平賀武
8番	加藤岡一弘	9番	内山充弘（会長）
10番	中村和敏	11番	川嶋一美
12番	板倉小百合	13番	内海亮一（会長職務代理者）
14番	梅原英男	15番	齋藤重幸
16番	鵜澤英夫	17番	今関喜明

5、欠席委員（1名）

2番 齋藤義信

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)

第4 議案第2号 買受適格証明願（農地法第3条）について
(整理番号1～2)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第7 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
(整理番号1)

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1～3)

第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1~3)

第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について(整理番号1)

第11 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~4)

第12 報告第5号 東京国税局からの照会について(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

主　　査	千　葉　利　憲	主任書記	戸　田　久　子
主任書記	長谷川　聰　彦	書　　記	谷　口　智

◎開会

○議長 ただいまより、第20回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第20回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、齊藤義信委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、板倉小百合委員及び内海亮一委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の戸田主任書記を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字中橋、地目 田の2筆、面積2,042平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中より右の方に1-1と示

す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 1 ページから 4 ページまでになります。

次に、整理番号 2、申請地は、大網字北野中、地目 田の 3 筆、面積 2,716 平方メートルを売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中付近に 2 つに点在して、1-2 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 5 ページから 9 ページまでになります。

次に、議案書の 2 ページをご覧ください。

整理番号 3、申請地は、柳橋字大西、地目 畑の 1 筆、面積 2,952 平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、農業後継者の権利者へ生前贈与するためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、真ん中より左上の方に 1-3 と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料 10 ページから 15 ページまでになります。

なお、整理番号 1 から 3 の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 から 2 の案件につきましては、一括して、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第 1 号、整理番号 1 の調査報告をいたします。

申請内容は事務局説明のとおりです。

調査は 12 月 2 日に関本推進委員と権利者の自宅で話を伺いました。

申請内容に間違いないとのことでした。

義務者には 12 月 6 日に自宅に伺い、話を伺いました。

高齢のため、また体を壊し、耕作を委託していた方も体を壊したため、耕作ができなくなつたので、知人に買っていただける方を探してもらったとのことでした。まず、権利者の近くの方に話をしたところを手不足で買えないで、その方が権利者に話を持っていったところ、申請地は自宅から近く、作業は本人と後継者もできることから、経営規模拡大するために、売買の話が決まったそうです。

権利者は、機械も労働力もそろっており、問題はないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号2の調査報告をいたします。

申請理由は事務局説明のとおりです。

調査にあたりましては、12月2日に関本推進委員と権利者宅で話を伺いました。

申請内容に間違いないということでした。

義務者には電話にて話を伺い、申請内容に間違いないとのことでした。

親から相続した土地ですが、管理も難しくなり、子どもたちにも迷惑をかけたくないで、旧知の仲である権利者に相談したところ、話がまとまつたそうです。

権利者に話を聞いたところ、義務者の旦那さんとも仕事上のつき合いもあり、前にも買ったことがあります、売買が決ましたそうです。

権利者には後継者もあり、田植えと稲刈りは委託ですが、ほ場管理などをするそうです。

問題はないと思いますが、慎重審議、よろしくお願ひをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、今関喜明委員、お願ひいたします。

○今関委員 齊藤委員が欠席のため、代理で調査報告をさせていただきます。

内容については事務局説明のとおりです。

12月3日に齊藤委員、高橋推進委員が権利者宅へ伺って話を聞いたそうです。

義務者は高齢のため、もう、この土地が耕作できないということで権利者と親子でありますけれども、お願いするということで、申請地は自宅からも近く、権利者は果樹を植えたいという話だったそうでございます。

問題はないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から3に
対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を
お願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は原案のとおり許可することに決定いたし
ます。

◎議案第2号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、買受適格証明願（農地法第3条）についてを議
題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格
証明願が提出されたものでございます。

本、買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行ったうえ
で許可の見込みがある場合に買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

整理番号1、申請地は、山口字上田、地目 田の1筆、面積1,299平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中より上方に2-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料16ページから21ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、金谷郷字下府中、地目 田の1筆、面積712平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧いただきまして、真ん中よりやや右下の方に2-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料22ページから28ページまでになります。

なお、整理番号1から2の申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、小川一成委員、お願ひいたします。

○小川委員 それでは、議案第2号、整理番号1について報告を申し上げます。

調査については、12月3日に申請者宅を加藤推進委員と訪問して行いました。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

申請地は東京国税局より公売入札の案内があり、以前から申請者が借り受けて耕作していた土地もあるので、今回の申請にすることにしたということです。

申請地は自宅のすぐ前であり、管理をするにも適しているところです。

また、申請者は農機具等もすべてそろっているので、問題はないと思われますが、慎重なる審議をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第2号、整理番号2について調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

12月1日に伊藤推進委員と申請者宅に伺い、聞き取り調査を行いました。

東京国税局より農地を公売しますので入札に参加してどうかと、隣接農地の所有者である申請者に連絡がありましたということでした。

それで、経営規模を拡大するため、入札をしたいと思い、買受適格証明の申請となりましたとの回答を受けました。

申請した田は申請者が今年、耕作したので支障のない状況です。

申請者は農機具等もそろっており、意欲的に農業に取り組んでいることから、何ら問題はないと思われます。

皆様の慎重審議、よろしくお願いいいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第2号の整理番号1から2に對する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

◎議案第3号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、細草字原ノ前、地目 畑の1筆、面積1,447平方メートルの一部に使用貸借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.333平方メートルであります。

権利者及び義務者は、議案書のとおりです。

申請位置は、別添資料の図面の④をご覧いただきまして、真ん中より右下の方に3-1と示す箇所であります。計画の詳細は、別添の詳細資料、29ページから47ページまでとなります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱74本を設置するものでございます。

事業を行う理由は、申請地を借受け、引き続き、太陽光発電施設を設置し、更に下部で営農を行うことで農地を有効活用できるために計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準であります。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でありますが、例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね2割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があることなどになります。

更に、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができます。

る状態に回復することなどの条件を付することとされております。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3 メートル間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われます。

続きまして、一般基準であります。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、根抵当権が設定されておりますが、抵当権者の同意書が添付されていることから、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、さつまいもの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して 2 割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的な基準及び営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 の案件につきましては、板倉小百合委員、お願いいいたします。

○板倉委員 議案第 3 号、整理番号 1 の調査報告を申し上げます。

理由と内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

12 月 5 日、中村委員とともに、現地にて権利者からお話を伺いました。

この案件は、営農型太陽光発電施設用地の一時転用の更新です。

申請地は権利者の自宅南側に隣接しており、農作業しやすい場所にあります。

おもちゃかぼちゃを栽培しておりましたが、夏の高温、また水不足も重なり、今年は収穫することができませんでした。

次年度より、作物をさつまいもに変更して取り組んでいきたいとのことでした。

収穫したさつまいもは JA より、市場出荷する予定だそうです。

小型トラクター、草刈り機、管理機など、農機具も整っておりますので、問題はないと思われますが、皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第3号、整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第3号、整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第3号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

事務局から議案第4号の整理番号1から13について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の6ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は6人、利用権の設定をする者は11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が43筆で、面積62,177平方メートル、畠はございませんので、田と畠の合計面積は同じく、62,177平方メートルでございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の 8 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、新規が 10 件、更新が 3 件の合計 13 件でございます。

整理番号 1 から 13 の所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号 1、経田、駒込、田が 8 筆、11,863 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、更新。

整理番号 2、南今泉、田が 1 筆、505 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、更新。

次に、議案書の 9 ページをご覧ください。

整理番号 3、大網、田が 1 筆、1,821 平方メートル、6 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

整理番号 4、大網、田が 2 筆、1,530 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

次に、議案書の 10 ページをご覧ください。

整理番号 5、養安寺、田が 1 筆、1,173 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム相当額、新規。

整理番号 6、養安寺、田が 1 筆、297 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム相当額、新規。

次に、議案書の 11 ページをご覧ください。

整理番号 7、大網、田が 1 筆、1,021 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム相当額、更新。

整理番号 8、大網、田が 3 筆、3,516 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム相当額、新規。

次に、議案書の 12 ページをご覧ください。

整理番号 9、駒込、佛島、星谷、田が 7 筆、7,771 平方メートル、10 年、物納、10 アール当たり、コシヒカリ 1 等米 60 キログラム、新規。

整理番号 10、大網、富田、南飯塚、田が 7 筆、11,326 平方メートル、10 年、物納、10 ア

ール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号11、富田、田が1筆、2,479平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

整理番号12、星谷、田が7筆、14,492平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米90キログラム、新規。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

整理番号13、富田、田が3筆、4,383平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米60キログラム、新規。

なお、整理番号1から13の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました、関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約における利用権設定案件の調査報告は、省略させていただきます。

それでは、整理番号3から6及び8の案件につきましては、一括して、小川一成委員、お願いいたします。

○小川委員 それでは、整理番号3、4は貸付人、また、5、6、8は借受人が同一人でありますので、一緒に調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

12月3日に加藤推進委員と借受人、貸付人宅を訪問し、確認を行いました。

整理番号3及び4についてですけども、申請地は今年度まで貸付人が耕作を依頼していた耕作者が規模を縮小することになったので、その耕作者から紹介され、申請地の近くを耕作していたそれぞれの借受人に依頼することになったとのことです。

整理番号3の借受人は、夫婦で意欲的に取り組む地域の農業者であります。

また、4の借受人については、認定農業者であります。

両人ともに農機具はすべてそろっており、問題はないと思われます。

次に、整理番号5、6、8ですけども、5、6については、水田区画の拡大を図れることから、以前の耕作者から依頼されて、引き受けことになったとのことです。

続いて、整理番号8ですが、申請地は貸付人の住居より離れており、作業を行うのに不便なので隣を耕作している地域の担い手である借受人にお願いすることにしたとのことです。

借受人も、規模拡大と水田区画の拡大を図れることから、引き受けることにしたとのことです。

すべての申請地は、綺麗に管理されております。

問題はないと思われますが、慎重なるご審議、お願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号9から13の案件につきましては、一括して、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号9から13、関連しておりますので、一括でご報告申し上げます。

内容は事務局説明のとおりです。

借受人の父親から貸付人の農地を耕作していたという案件であり、今回、このような申請に至ったということです。

借受人は認定農業者でもあり、地域で一生懸命、耕作している稻作農家です。

何ら問題はないと思いますが、皆さんの慎重審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から13について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて整理番号1から13に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から13について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から13について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から13の案件は、原案のとおり承認する

ことを決定いたします。

◎議案第5号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第5号の整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の15ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、仏島字塩辛、地目 田の9筆、面積9,189平方メートルでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、真ん中より左下の方に3つに点在して、5-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料48ページから49ページまでになります。

引き続き農業経営を行っている旨の証明につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、農地を相続することによる相続税について納税猶予を受けている方が、税務署へ3年ごとに納税猶予の継続届出を提出する際に、添付資料として必要になるものでございます。

相続を受けたときから、現在まで、継続して納税猶予の適用を受けている農地において、農業を行っていることを証明するものであり、農業委員会が発行することとなります。

なお、申請者は、平成23年に農地を相続し、納税猶予の適用を受けておりますので、4回目の継続届出をしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、平賀久雄委員、お願いいいたします。

○平賀（久）委員 それでは、議案第5号、整理番号1、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、調査報告をいたします。

内容については、事務局説明のとおりでございます。

12月1日に私と伊藤推進委員、事務局職員2名の計4名で、申請者立ち会いのもと、現地確認調査を行いました。

申請者の説明によりますと、相続をしたけれど、相続税が大きいため、納税の猶予をお願いしているところで、今回4回目の継続手続きとなりますということでした。

現地は付近に住宅が立ち並んでおりますが、申請農地は稻刈り後に耕耘され、畦畔も綺麗に草刈をされていました。

申請者は農業機械もそろっており、現在も農業を営んでいることから、問題はないかと思いますが、委員の皆様の慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第5号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第5号、整理番号1について、願いのとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1は、願いのとおり証明することに決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第11、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第12、報告第5号、東京国税局からの照会についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書16ページから17ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は3件でございます。

各、農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得

でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書18ページから19ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は3件でございます。

各、農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の21ページから22ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は4件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

最後に、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の23ページをご覧ください。

東京国税局からの照会は1件でございます。

国税局から照会のありました農地の所在地及び対象者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

国税局には、表の左から7列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて、日程第8から日程第12の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

○議長 特にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第20回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3時53分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月8日

農業委員会会長 内山 充弘

署名委員 板倉 小百合

署名委員 内海 亮一